

# 社会福祉法人中央共同募金会 委員会設置規程

## (目 的)

第1条 この規程は、本会の事業運営に係る事項について審議するために必要な委員会の設置に関する基本的事項を定めるものとする。

## (委員会の区分)

第2条 本規程において定める委員会を次のとおり区分する。

- 一 会長の諮問に答え、又は意見を具申するための委員会
- 二 本会が行う個別事業の運営方針等を協議するための委員会
- 三 上記のいずれにも係らない事項を協議するための委員会

## (委員会の構成)

第3条 本規程第2条第1項第1号に定める委員会は次に掲げる者により構成する。

- (1) 中央共同募金会の役員又は職員
- (2) 都道府県共同募金会の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員又は職員

2 本規程第2条第1項第2号及び第3号に定める委員会は、その協議内容に知見のある者により構成する。

3 特別の事項を調査、協議するために必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

## (委員の委嘱)

第4条 本規程第2条第1項第1号及び第2号に定める委員会の委員は会長が委嘱する。

2 本規程第2条第1項第3号に定める委員会の委員は事務局長が委嘱する。

## (委員会の運営)

第5条 委員会に委員の互選による委員長を置く。

2 委員会は委員長がこれを招集する。

## (庶 務)

第6条 委員会の庶務は事務局において処理する。

## (その他)

第7条 この規程による委員会の設置並びにこれに必要な事項は会長が専決する。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

昭和53年5月26日 制定

令和2年12月22日 改正